

霧島農業振興地域整備計画変更等理由書

(1) 霧島農業振興地域整備計画の変更理由
 経済事情の変動その他情勢の推移

(2) 農用地利用計画の変更理由

①農用地区域への編入

| No. | 農用地区域へ編入する土地 | 編入理由 |
|-----|----------------------|--|
| 2 | 牧園町高千穂字真頭3615番61ほか1筆 | 本申出は、農産物の加工施設として市が所有していた物件を払い下げるにあたり、農業上の利用に限定するため、農用地区域に編入するものである。農用地へ編入することは特に問題ないと思われる。 |

②農用地区域からの除外

| No. | 農用地区域から除外する土地 | 除外理由 |
|-----|----------------------|--|
| 1 | 国分上小川字西堅馬場1180番2ほか7筆 | 本申出は、規模の大きい事業者である申出人が、従業員の慢性的な駐車場不足を解消するため、恒久的な駐車場用地を確保するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。 |
| 3 | 霧島大窪字相尾563番14 | 本申出は、自己居住用の住宅を建設するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。 |
| 4 | 国分姫城字大津川原339番1ほか4筆 | 本申出は、中古車販売業を営む申出人が、事業の拡大に伴い既存の車置き場を拡張するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。 |
| 5 | 隼人町見次字芦原1861番ほか1筆 | 本申出は、不動産業を営む申出人が建売住宅を建設するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。 |
| 6 | 国分野口字東川原1417番1ほか44筆 | 本申出は、不動産業を営む申出人が、事業の拡大に当たり店舗を建設しようとするもの。周辺は宅地化が進み、農用地区域の外周部に3辺接続する。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。 |

③用途変更

| No. | 農用地区域内で用途区分を変更する土地 | 変更理由 |
|-----|--------------------|------|
| | | |